

	<h1>阪神水道企業団公報</h1>	令和6年8月15日(木) 第385号
		毎月15日発行

目 次

◇規 則◇

- 阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する等の規則

◇告 示◇

- 令和6年第1回阪神水道企業団議会臨時会の招集
- 令和5年度阪神水道企業団水道事業会計予算繰越報告
- 阪神水道企業団監査委員の選任
- 企業長選挙の結果

◇正 誤◇

◇規 則◇

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和6年8月7日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

阪神水道企業団規則第7号

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する等の規則

(阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部改正)

第1条 阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則（昭和27年訓令第111号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(住居手当等)</p> <p>第10条の2 住居手当、通勤手当、<u>単身赴任手当</u>、特殊勤務手当、管理職手当、夜勤手当及び管理職員特別勤務手当の支給に関しては、別に定める規定による。</p>	<p>(住居手当等)</p> <p>第10条の2 住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、管理職手当、夜勤手当及び管理職員特別勤務手当の支給に関しては、別に定める規定による。</p>

<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

（阪神水道企業団住居手当の支給に関する規則の一部改正）

第2条 阪神水道企業団住居手当の支給に関する規則（昭和46年規則第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>(権衡職員の範囲)</u>	
<u>第2条 条例第8条の2第1項第2号の企業長が定める職員は、阪神水道企業団単身赴任手当の支給に関する規則</u>	<u>第2条 削除</u>
<u>(令和6年規則第7号) 第5条に該当する職員で、同条第3号に規定する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（職員以外の地方公務員、国家公務員等から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあっては、当該適用）の直前の住居であった住宅又はこれに準ずるものとして企業長が定める住宅を借り受け、家賃を支払っているもの</u>	
<u>2 前項に規定する企業長が定める住宅は、学生寮等単身赴任手当の支給要件に係る子が職員と同居して生活を営むための住宅でないと明らかに認められる住宅以外の住宅とする。</u>	<u>2 削除</u>
<u>(手当の月額)</u>	<u>(手当の月額)</u>
<u>第6条 省略</u>	<u>第6条 省略</u>
<u>(1)から(4)まで 省略</u>	<u>(1)から(4)まで 省略</u>

(5) 条例第8条の2第1項第2号に掲げる職員 前各号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

(阪神水道企業団単身赴任手当の支給に関する規則の制定)

第3条 阪神水道企業団単身赴任手当の支給に関する規則を次のように定める。

阪神水道企業団単身赴任手当の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号。以下「条例」という。）第9条の2の規定に基づき、単身赴任手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(やむを得ない事情)

第2条 条例第9条の2第1項の企業長が定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事項とする。

- (1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員の父母、配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
- (2) 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- (3) 配偶者が引き続き就業すること。
- (4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（企業長の定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- (5) 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

(通勤困難の基準)

第3条 条例第9条の2第1項本文及びただし書の企業長が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 企業長の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。
- (2) 企業長の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

(加算額等)

第4条 条例第9条の2第2項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と

認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、企業長の定めるところにより行うものとする。

- 2 条例第9条の2第2項の企業長が定める距離は、100キロメートルとする。
- 3 条例第9条の2第2項の企業長が定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
 - (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 16,000円
 - (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 24,000円
 - (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 32,000円
 - (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 40,000円
 - (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 46,000円
 - (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 52,000円
 - (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 58,000円
 - (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円
 - (10) 2,500キロメートル以上 70,000円

(権衡職員の範囲等)

第5条 条例第9条の2第3項の企業長が定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 人事交流等、任用の事情等により、職員以外の地方公務員、国家公務員等であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、第2条で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に勤務する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
- (2) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと企業長が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
- (3) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情に準じて企業長の定める事情（以下「企業長の定める事情」という。）により、同居していた18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと企業長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常

況とする職員

- (4) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転した後、企業長の定める特別の事情により、当該異動又は公署の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあっては、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は公署の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと企業長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員
- (5) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあっては、企業長の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと企業長が認めるものを含む。）のうち、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員
- (6) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転した後、企業長の定める特別の事情により、当該異動又は公署の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は公署の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと企業長が認めるものを含む。）のうち、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員
- (7) 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「職員以外の地方公務員、国家公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員（企業長の要請に応じて給料表の適用を受ける職員となった者に限る。）
- (8) その他条例第9条の2第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員
(支給の調整)

第6条 職員の配偶者が単身赴任手当又は国若しくは地方公共団体からこれに相当する

手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は、支給しない。

(届出)

第7条 新たに条例第9条の2の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、単身赴任届（別記様式）により、配偶者等との別居の状況等を速やかに企業長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第8条 企業長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第9条の2の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

(支給の始期及び終期)

第9条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第9条の2の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第7条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第10条 企業長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が条例第9条の2の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを隨時確認するものとする。

2 企業長は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(雑則)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、企業長が定める。

別記様式

単身赴任届

阪神水道企業団企業長様

阪神水道企業団単身赴任手当の支給に関する規則第7条の規定に基づき、次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。
(住民票の写し等証明書類
通添付)

届出事由 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 異動 <input type="checkbox"/> 転居 (□本人 □配偶者) <input type="checkbox"/> その他 ()		左記事実発生年月日 年 月 日 年 月 日提出	所属 所在地 職氏名	受理日 年 月 日 届出の区分 1 新規 2 変更 3 廃止 認定の区分
異動直前の居住状況等 (届出事由が「新規」以外の場合は記入不要)		異動の発令年月 年 月 日		別紙の(3)の距離 km
本人の住居		□配偶者 □子(生年月日) □子(生年月日) □子(生年月日)	□配偶者 □子(生年月日) □子(生年月日) □子(生年月日)	単身赴任手当の月額 円
配偶者と別居した年 配偶者と別居した事情 本人の住居		年 月 日 □配偶者が父母、義父母又は同居の親族を介護 □配偶者が在学する同居の子を養育 □配偶者が引き続き就業 □配偶者が自宅を管理 □その他 ()		支給の始期、終期等 年 月 日から 年 月 日まで支給
現在の居住状況等		本人の住居ににおける同居者 □子(生年月日) □子(生年月日) □子(生年月日) □子(生年月日) □その他(統括) □その他(統括)		上記のとおり決定する。
配偶者の住居		異動直前の本人の住居と □同じ。 □異なる。 〔異なる場合〕住所 入居年月日		課長 係長 決裁 係
異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び通勤方法 配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び通勤方法 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び交通方法		別紙の(1)に記入 別紙の(2)に記入 別紙の(3)に記入		

〔記入上の注意〕

- 「届出事由」欄中「異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に公署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に住居を移転した場合又はその者の配偶者が住居を移転した場合の当該転居をいう。
- 配偶者のない者にあっては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入する。
- 「異動直前の居住状況等」及び「現在の居住状況等」において「異動」とは、別居の原因となった異動等をいう。
- 在勤する公署が移転した者にあっては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入する。
- 人事交流等、任用の事情等により、職員以外の地方公務員、国家公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受けることとなった職員にあっては、「異動」とあるのを「適用」又は「復帰」と読み替えて記入する。
- 別居後に配偶者をなくことになった場合は、異動直前に配偶者がないものとした場合について記入する。
- 太線枠内は、決定者において記入する。

別紙

(1) 異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び通勤方法

(異動に伴って配偶者とともに住居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は記入不要)

順路	通勤方法の別	区間	距離	認定
1		住居 から (経由) まで	km	km
2		から () まで	km	km
3		から () まで	km	km
4		から () まで	km	km
5		から () まで	km	km
合		計	km	km

(2) 配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び通勤方法

(異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは記入不要)

順路	通勤方法の別	区間	距離	認定
1		住居 から (経由) まで	km	km
2		から () まで	km	km
3		から () まで	km	km
4		から () まで	km	km
5		から () まで	km	km

合 計			km	km
(3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び交通方法				
順路	交通方法の別	区間	距離	認定
1		住居から（まで） 経由	km	km
2		から（まで）	km	km
3		から（まで）	km	km
4		から（まで）	km	km
5		から（まで）	km	km
合 計			km	km

〔記入上の注意〕

- 1 通常の通勤（交通）経路及び通勤（交通）方法（徒歩及び交通機関（航空機を除く。）によるものに限る。）により記入する。
- 2 「通勤（交通）方法の別」欄には、通勤（交通）の順路に従い、徒歩、○○線等の別を記入する。
- 3 太線枠内は、決定者において記入する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

◇告 示◇

阪神水道企業団告示第23号

令和6年第1回阪神水道企業団議会臨時会を令和6年8月6日阪神水道企業団議会議場に招集する。

令和6年7月30日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄
記

付議事件

- 正副議長の選挙
- 議会運営委員会委員の選任について
- 令和5年度阪神水道企業団水道事業会計予算繰越報告について
- 監査委員選任について
- 企業長の選挙

阪神水道企業団告示第24号

令和6年第1回阪神水道企業団議会臨時会において報告された令和5年度阪神水道企業団水道事業会計予算繰越報告については、次のとおりである。

令和6年8月6日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

令和5年度阪神水道企業団水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る 翌年度繰越額に係る 繰越を要するための 資産の購入限度額	説明
					企業債	損益勘定留保資金			
設置工事	大道取水場4期導水A-5号用エンジン	676,500,000	26,510,000	649,990,000	0	649,990,000	0	0	設計内容の変更により工程を見直したため。
	大道取水場冷暖房機取替工事	2,085,000		2,085,000	0	2,085,000	0	0	入札不調により契約手続に時間を要したため。
猪名川浄水場改修工事その3	526,100,000	197,343,960	328,756,000	0	328,756,000	40			関係機関との協議に時間を見たことにより工程に遅延が生じたため。
猪名川浄水場制御機器用冷却装置取替工事	28,770,000		28,770,000	0	28,770,000	0	0	0	入札不調により契約手続に時間を要したため。
甲東ポンプ場改修工事基本検討業務委託	27,500,000	0	27,500,000	0	27,500,000	0	0	0	検討内容の変更により工程を見直したため。
甲東ポンプ場受配電設備取替工事及び受電棟築造工事	27,500,000	0	27,500,000	0	27,500,000	0	0	0	関係機関との協議に時間を見たことにより工程に遅延が生じたため。
配水管更新工事その2	434,500,000	146,048,600	288,451,000	199,000,000	89,451,000	400			関係機関との協議に時間を見たことにより工程に遅延が生じたため。
無線電話装置取替工事	7,002,000	0	7,002,000	0	7,002,000	0	0	0	設計内容の変更により工程を見直したため。
計	1,729,957,000	369,902,560	1,360,054,000	199,000,000	1,161,054,000	440	0	0	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る 翌年度繰越額に係る 繰越を要するための 資産の購入限度額	説明
					企業債	損益勘定留保資金			
本設置工事	猪名川浄水場送水ポンプ4号取替工事	331,143,000	96,359,169	154,440,000	0	154,440,000	80,343,831	0	一部機器の納期が遅れたことで工程に遅延が生じたため。
改良支費用	猪名川浄水場送水ポンプ10号取替工事	589,542,000	25,176,800	389,160,000	0	389,160,000	175,205,200	0	一部機器の納期が遅れたことで工程に遅延が生じたため。
計		920,685,000	121,535,969	543,600,000	0	543,600,000	255,549,031	0	

阪神水道企業団告示第25号

下記の者を、阪神水道企業団監査委員に選任した。

令和6年8月6日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

記
吉田謙治
前迫直美

阪神水道企業団告示第26号

令和6年第1回阪神水道企業団議会臨時会において企業長選挙を執行した結果、次のとおり当選した。

令和6年8月6日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

記
吉田延雄

正誤

公報第382号（令和6年4月15日）32ページ中、下から1行目

誤 企画調整課
正 企画調整係